

## 田瀬湖周辺施設指定管理者の指定について

公の施設の管理を行う指定管理者について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定しました。

区 分	内 容
指定管理者が管理を行う公の施設の名称	1 田瀬湖オートキャンプ場 2 田瀬湖交流センター 3 東和森林総合利用施設 4 花巻市釣り公園管理休憩施設
指定管理者となる団体の名称等	所在地 花巻市東和町田瀬 10 区 138 番地 名 称 田瀬湖振興公社 代表者 理事長 内館 篤夫
指定管理者が行う業務内容	1 施設の利用の許可に関する業務 2 利用料金の収受に関する業務 3 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務 4 その他施設の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
指定管理者の選定理由	<p>田瀬湖振興公社は、指定管理者が行う業務に関するノウハウを十分に蓄積しているほか、施設を継続して適正に管理するための人的能力及び物的能力を有している。</p> <p>また、事業計画書は、施設の利用促進や利用者満足度を高める上で有効であり、指定管理者として適任と考えられる。</p> <p>審査評価基準に基づく審査（書類審査、面接）                      合計得点 687.9 点（928.8 点満点） 得点率 74.1%</p>
選定委員会の名称及び委員氏名	田瀬湖周辺施設指定管理者候補者選定委員会 委員長 花巻市商工観光部長 高木 伸 委 員 花巻市総合政策部長 八重樫 和彦 " 花巻市財務部長 佐々木 俊幸 " 花巻商工会議所東和支部 副会長 吉田 英雄 " (株)とうわ地域資源開発公社 代表取締役 小原 隆 " (株)土澤まちづくり会社 代表取締役 猿舘 祐子
指定の期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
問い合わせ先	花巻市東和総合支所地域振興課 担当：薄衣 隆義 電話番号 0198 (42) 2111 内線 324